

平成30年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年6月1日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成30年6月21日 午前10時00分			議 長 田 中 政 司	
	閉会	平成30年6月21日 午前10時45分			議 長 田 中 政 司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山 口 卓 也	出	9番	森 田 明 彦	出
	2番	諸 上 栄 大	出	10番	辻 浩 一	出
	3番	諸 井 義 人	出	11番	山 口 忠 孝	出
	4番	山 口 虎 太 郎	出	12番	山 下 芳 郎	出
	5番	宮 崎 一 徳	出	13番	山 口 政 人	出
	6番	宮 崎 良 平	出	14番	芦 塚 典 子	出
	7番	川 内 聖 二	出	15番	梶 原 睦 也	出
	8番	増 田 朝 子	出	16番	田 中 政 司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上 大 祐	子育て支援課長	
	副市長	池田 英 信	市民協働推進課長	
	教育長	杉崎 士 郎	文化・スポーツ振興課長	小笠原 啓 介
	総務企画部長	辻 明 弘	福祉課長	諸井 和 広
	市民福祉部長	中野 哲 也	農林課長	横田 泰 次
	産業建設部長	早瀬 宏 範	うれしの温泉観光課長	井上 元 昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大島 洋二郎	うれしの茶振興課長	宮田 誠 吾
	会計管理者 会計課長兼務	染川 健 志	建設・新幹線課長	副島 昌 彦
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永江 松 吾	環境下水道課長	太田 長 寿
	財政課長	三根 竹 久	水道課長	
	企画政策課長	池田 幸 一	学校教育課長	
	税務収納課長	小池 和 彦	監査委員事務局長	
	市民課長		農業委員会事務局長	
健康づくり課長	山口 貴 行	代表監査委員		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀 則		

## 平成30年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成30年6月21日（木）

本会議第7日目

午前10時 開 議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第43号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例について）
  - 議案第44号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
  - 議案第45号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて（平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））
  - 議案第46号 嬉野市ふるさと応援寄附金子育て夢基金条例について
  - 議案第47号 嬉野市史編纂委員会条例について
  - 議案第48号 嬉野市史編集委員会条例について
  - 議案第49号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第50号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について
  - 議案第51号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について
  - 議案第52号 第2次嬉野市総合計画について
  - 議案第53号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
  - 議案第54号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
  - 議案第55号 平成30年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第56号 平成30年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第57号 平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
  - 議案第58号 平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
  - 議案第59号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について
  - 議案第60号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
  - 議案第61号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
  - 議案第62号 嬉野市農業委員会の委員の任命について
  - 議案第63号 嬉野市農業委員会の委員の任命について

議案第64号 嬉野市農業委員会の委員の任命について  
議案第65号 嬉野市農業委員会の委員の任命について  
議案第66号 嬉野市農業委員会の委員の任命について  
議案第67号 嬉野市農業委員会の委員の任命について  
議案第68号 嬉野市農業委員会の委員の任命について  
議案第69号 嬉野市農業委員会の委員の任命について  
議案第70号 嬉野市農業委員会の委員の任命について  
議案第71号 嬉野市農業委員会の委員の任命について  
議案第72号 嬉野市農業委員会の委員の任命について

日程第2 議員派遣について

日程第3 閉会中の付託事件について

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は全員出席であります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 討論・採決を行います。

初めに、議案第43号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例について）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第43号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例の一部を改正する条例について）は可決されました。

次に、議案第44号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について）、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号について採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第44号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は可決されました。

次に、議案第45号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて（平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号について採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第45号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて（平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第7号））は可決されました。

次に、議案第46号 嬉野市ふるさと応援寄附金子育て夢基金条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第46号 嬉野市ふるさと応援寄附金子育て夢基金条例については可決されました。

次に、議案第47号 嬉野市史編纂委員会条例について、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決します。

議案第47号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第47号 嬉野市史編纂委員会条例については可決されました。

次に、議案第48号 嬉野市史編集委員会条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決します。

議案第48号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第48号 嬉野市史編集委員会条例については可決されました。

次に、議案第49号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決します。

議案第49号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第49号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第50号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号について採決します。

議案第50号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第50号 嬉野市要保護児童対策地域協議会条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第51号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論はありませんか。山下議員。

○12番（山下芳郎君）

議案第51号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

議案質疑でもこの条例につきまして質問いたしました。6月議会直前の議案書を見ましてびっくり驚きでありました。うれしの茶の振興のための観光施設であるうれしの茶交流館の建設に3年もの長い日数をかけて、執行部と議会はかんかんがくがくの議論を重ねてまいりました。いよいよ本年4月の開業の運びとなりました。私は茶生産にかかわる者として、うれしの茶の振興は理解するものの、建設当初は3億7,000万円の総事業費が6億円まで膨れ上がり、議会へ上程されましたが、場所と建設費用並びに運営費が子どもから孫までの長期の50年にわたり多額の赤字補填として市民の貴重な税金の投入が続くことに反対討論をいたしました。しかし、建設が決まった以上、魅力ある施設として運営がしっかりとできるよう提案してきましたし、これからも議会へ提言をまとめていたやさきに入館料無料の改正案が上がりました。うれしの茶交流館の大きな運営方法の転換であり、今後の展開に大きな影響を及ぼします。今回の条例改正について以下の理由で議案に反対するものであります。

1点目、無料では多額の設備投資及び維持費の返済になる原資がさらに不足する。市民の貴重な税金で賄う施設であり、市民の負担を少しでも減らす方向で進んでいるところを、開業して2カ月足らずで入館料が少なかったとの理由で入館無料の判断と聞くが、今後50年間使っていく施設の大きな方針転換を短期間で判断できるのか、せめて1年間の運営をして今後の見直しを入館無料も含め、執行部と議会、また、利用者の意見を聞きながら総合的に判断すべきではないか。

2点目は、体験も含めた施設の内容の充実が料金無料より先ではないか。体験を中心に料金アップで入場料を賄う計画であるが、施設の内容に魅力がないと料金は無料にしても売り上げ増にはつながらない。アクセスに不便な施設であり、今回の提案の体験では吸引力になる魅力にはならないのではないかと、ひいては一過性となりリピーターにつながらない。

3点目は、今回の大幅な経営方針の改定案であるが、そのためにはしっかりとした事業計画、また、収支計画があるべきであるが、収支計画を見て入館料無料ありきで内容が伴っていない。つけ焼き刃的な作成したと言わざるを得ない。また、事業計画もない。この内容で条例改正をして責任ある運営ができるのか。入場無料にするならば、それに伴う運営を提案すべきである。また、収支差額の1,000万円の赤字であるが、これ以上ふやさないよう努力をしていただきたい。

まとめといたしまして、今回は拙速であり、再度深く審議をする時間を講じ、次年度の当

初予算でもしっかりとした提案を上程すべきである。

以上であります。

**○議長（田中政司君）**

ほかにありませんか。賛成討論。森田明彦議員。

**○9番（森田明彦君）**

嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例に賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、今回、交流館の開館から2カ月足らずで条例の改正ということには正直驚きをいたしました。

また、昨年12月議会におきまして同条例を審議、可決した議会の議員としての責任上も悩んだところでありますが、開館直前、また、開館後において現場の現状を踏まえ、市民の方々からも、まずは気軽に入館してもらうことへの配慮が足りないんじゃないかというような声もたくさん寄せられたところでございます。そこに本年2月に新しく就任された市長がさまざまな要素も踏まえ熟考されての、そしてまた、このタイミングでの大きな決断であろうと理解を示すものであります。

我々としても筋を通すということももちろん基本、大事ではございます。けれども、可能性のある政策にかじを切るということも、また、我々の大きな役割ではないかと考えるところでございます。

このことから、この条例の一部を改正する条例については賛成を示すものでございます。

**○議長（田中政司君）**

ほかにありませんか。反対討論。増田議員。

**○8番（増田朝子君）**

議案第51号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

この議案について次の4点の理由で反対いたします。1つ、開館より2カ月での条例改正は短絡的な考え方である。2つ、設計段階から計画が甘く、開館に向けての集客の取り組みが十分になされたのか。3、条例改正後の収支計画表が甘く事業計画がない。4、条例改正に対し現場の声を聞かれたのか。

1点目、2カ月足らずで条例改正、この事業に対し、これまでの計画の甘さが顕著であります。4月の入館者数の低迷における5月連休の入館料無料、今回の事案は入館料を無料にし、体験料を値上げすれば採算がとれるというだけの問題ではなく、内容の充実が問題と思われれます。

2点目、開館までの準備において看板も5月の末に設置、嬉野市内に入ってから誘導看板もありませんでした。また、旅館、商店街、茶店舗などあらゆる施設へのリーフレットの配布がなされていないところもあり、開館後も店舗からリーフレットを催促されたところも



ありました。これまで議員からも一般質問において入館料、喫茶コーナーの充実も含め、さまざまな提案が出されてきましたが検討されておられません。開館に向けての準備の甘さを感じます。また、4月から6月の予約は、通常、半年前から受け付けをすべきところをされておられません。民間企業では考えられません。

3点目、事業計画がない上に収支計画が数字合わせにすぎず、計画どおりに遂行できなかった場合は誰が責任をとるのでしょうか。まずは条例改正の前に事業計画をしっかり立て直すべきと考えます。

4点目、市長におかれましては対話と納得の市政を推進していくとありますが、今回の条例改正において現場の声を聞かれましたでしょうか。喫茶コーナーの充実、体験料の設定についてなど、十分に現場との議論がなされたのか疑問です。

以上4点の理由で、嬉野市うれしの茶交流館事業の根本的な見直しをすべきと考えます。よって、この条例に反対いたします。

以上です。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。辻議員。

○10番（辻 浩一君）

私は賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

もともとこのお茶の交流館につきましては、嬉野のお茶の文化の発信基地だというふうに認識しております。開館以来の資料を見せていただいておりますと、無料の日と有料の日、如実にその差があらわれていることを考えれば無料にし、多くの方が来ていただき、うれしの茶の文化を知っていただく、これが第一義ではないかというふうに思っております。

採算のことに关しましていろいろ議論がなされておりますけれども、今後、内容の充実を図りながら物販や、あるいは体験、このことを充実していきながら、よりよいお茶の交流館になるように私は期待を申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。山口虎太郎議員。

○4番（山口虎太郎君）

反対の討論をいたします。

その理由は、今回、その条例改正ということで上がってきましたが、私の考え方としてはやはり市民の皆さんの負託に応えるべく、もっと協議時間が必要だと考えます。よって、条例をもう一つ時間をかけて協議をしていただきたく、反対の意見といたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。梶原睦也議員。

○15番（梶原睦也君）

議席番号15番、梶原でございます。議案第51号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも本条例は、平成29年12月議会に私たち議会と執行部において慎重な審議の上に成立した条例でございます。そのときの執行部の提案理由に納得し可決した条例であり、執行部におかれましても、今後の交流館運営につきましては、この条例案で大丈夫だと御判断をし、責任を持って上程されたのではなかったのでしょうか。当時の審議におきましては、入館料や体験料についてさまざまな意見が出されました。私も私なりの入館料に対する考えも述べさせていただいた上で、最終的には執行部の御判断を信じ、この条例に賛成をいたしました。その執行部が責任を持って提案されたであろう条例を、もっと言えば4月に施行されたばかりの条例をたった2カ月で、それも議会において一番議論をした入館料や体験料についていとも簡単に改正するなど、議会軽視も甚だしいのではないのでしょうか。今思えば、あの議案審議は一体何だったのかとむなしくなるばかりでございます。

さらに反対する理由として、本改正案においては、入館料を無料化し、最低年2万人の入館目標を達成させようということでございますが、その安易さと性急さにはただただ驚くばかりであり、とても納得のいくものではございません。そもそも何の集客への対応もなされずに入館料をただにさえすれば入館者がふえると本気で思っておられるのでしょうか。ましてや無料化した入館料を補うために体験料を上げることで穴埋めするなど、もってのほかでございます。ただ、決して私もこのままでいいと思っているわけではありません。現場の状況は理解しているつもりでございます。しかしながら、今後しばらくは試行錯誤を重ねられ、うれしの茶交流館が嬉野市の活性化に大いに貢献し、市民の皆様方から応援をいただける施設となるよう懸命な努力をしていただきたいと思います。その上で、その後どうしても新たな対応が必要となれば、決してその提案を拒むものではございません。

いずれにいたしましても、今回のような安易な議案上程がまかり通れば執行部に対する不信感とともに、今後の議案審議における議会の信頼性を大きく損ねる事態となりかねません。ひいては市民の皆様が議会に対する信頼をも得られなくなると危惧するところでございます。

以上のような理由によりまして、議案第51号に対しては反対の意を表明いたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。山口政人議員。どちらですか。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。

○13番（山口政人君）

今回の条例改正案に反対の立場で討論をいたします。

まず、交流館の目的、方向性をきちんと示し、住民にどのようなサービスを提供していくのか明確化していくことであります。また、来館者が何に価値観を求めてくるのか、そういう動向はどうか、お茶そのものに魅力を感じているのか、運営を民間に任せたいのか、そういったことを分析し対応するのが先決ではないかというふうに思います。

単純に収支のバランスをとるための改正でいいのか、2カ月しか経過していないのに拙速に事を運ぶべきではないというふうに思います。非常に違和感があります。6億円近くの事業費をかけてつくった交流館を無駄にしないでほしいというふうに思います。

税の使い道を考えてほしい。反対といたします。

○議長（田中政司君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決します。

議案第51号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成者多数であります。したがって、議案第51号 嬉野市うれしの茶交流館条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第52号 第2次嬉野市総合計画について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号について採決します。

議案第52号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票してください。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第52号 第2次嬉野市総合計画については可決されました。

次に、議案第53号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号について採決します。

議案第53号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第53号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については可決されました。

次に、議案第54号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第54号 平成30年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第55号 平成30年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第55号 平成30年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第56号 平成30年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号について採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第56号 平成30年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第57号 平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号について採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第57号 平成30年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第58号 平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第58号 平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第59号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第59号 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第60号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第60号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第61号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第61号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第62号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第62号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第63号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第63号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第64号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第65号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。

議案第65号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第65号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第66号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第66号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第67号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第67号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第68号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第68号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第69号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決します。

議案第69号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第69号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議案第70号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号について採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕



投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第70号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第71号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号について採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いいたします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第71号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第72号 嬉野市農業委員会の委員の任命について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号について採決します。

議案第72号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第72号 嬉野市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定をいたしました。

それでは、日程第2. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣したいと思います。

また、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続について、議長に一任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましてはそのように決定をいたしました。

日程第3. 閉会中の付託事件について議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、各特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、次期定例会までの閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会までの閉会中の継続調査

とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本定例会に提出されました案件の質疑、討論、採決、全ての日程が終了をいたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案につきまして、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

平成30年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午前10時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 政 司

署名議員 辻 浩 一

署名議員 山 口 忠 孝

署名議員 山 下 芳 郎